

## 東区自治協議会委員推薦会議運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新潟市区自治協議会条例施行規則(平成19年新潟市規則第20号)第3条第6項の規定に基づき、東区自治協議会委員推薦会議(以下「推薦会議」という。)の運営その他必要な事項を定めるものとする。

(選任等)

第2条 推薦会議は、10人以内で組織する。

2 推薦会議の構成員(以下「構成員」という。)は、それぞれ次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める人数以内の委員を東区自治協議会(以下「区自治協議会」という。)が選任する。この場合において、第2号及び第3号に掲げる区分の合計人数は、4人以内とする。

(1) 新潟市区自治協議会条例(平成18年新潟市条例第74号。以下「条例」という。)第2条第2項第1号に該当する委員 6人

(2) 条例第2条第2項第2号に該当する委員 3人

(3) 条例第2条第2項第3号に該当する委員 3人

3 前項第2号又は第3号に掲げる区分から構成員を選出できない場合は、当該区分の構成員は欠員とする。ただし、区自治協議会が必要と認めた場合は、当該区分以外の区分から補欠の構成員を選任することができる。

4 構成員の任期は、区自治協議会の委員の任期とする。

(座長)

第3条 推薦会議に座長を1人置き、構成員の互選によりこれを定める。

2 座長が欠けたとき、又は座長に事故があるときは、あらかじめ座長の指定する構成員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 推薦会議の会議(以下「会議」という。)は、座長が招集する。

2 座長は、会議の議長となる。

3 会議は、構成員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席構成員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、条例第2条第2項第2号又は第3号に該当する構成員は、自号の団体及び委員候補者の選考に関する議決には加わらない。

5 会議は、公開で行うものとする。ただし、委員候補者の推薦等に関し議長が必要と認める場合は、会議に諮った上で公開しないことができる。

(役割)

第5条 推薦会議は、次に掲げる役割を担うものとする。

- (1) 委員の改選時において、区自治協議会委員の全体構成を検討すること。
- (2) 委員が任期中に欠けた場合又は区自治協議会を組織する人数が上限に達していない場合において、必要に応じて、委員の増員の検討をすること。
- (3) 条例第2条第2項第1号及び第2号に該当する委員候補者並びに同項第3号に該当する委員のうち、同項第2号に該当する委員候補者に準ずるもの（以下「団体選出委員等」という。）を選出する団体を選考すること。
- (4) 条例第2条第2項第3号に該当する委員候補者（団体選出委員等を除く。）を選考すること。
- (5) 選考した団体及び委員候補者を区自治協議会に推薦すること。

(秘密を守る義務)

第6条 構成員は、推薦会議で知り得た個人の情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(区自治協議会との連絡)

第7条 推薦会議は、委員候補者の推薦に関し、常に区自治協議会と密接に連絡を保つものとする。

(座長専決)

第8条 座長は、団体選出委員等が任期中に欠けた場合における推薦会議の役割に属する事項で、推薦会議があらかじめ定めたものについて、これを専決処分にすることができる。

- 2 前項の規定により専決処分をした場合は、座長は、推薦会議に報告するものとする。

(議決の委任)

第9条 次に掲げる事項については、推薦会議の議決をもって、区自治協議会の議決とする。

- (1) 団体選出委員等が任期中において欠けた場合における、補欠の団体選出委員候補者等の決定に関すること。
- (2) 委員の公募に関する要領の制定及び改廃に関すること。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月20日から施行する。

この要綱は、平成21年5月27日から施行する。

この要綱は、平成26年12月24日から施行する。

この要綱は、平成28年4月28日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。